

平成 27 年 度

大 阪 市 水 道 事 業 会 計 予 算 書

平成27年度大阪市水道事業会計予算

(総則)

第1条 平成27年度大阪市水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給水世帯数	1,542,000 世帯
(2) 年間総給水量	422,311,000 立方メートル
(3) 1日平均給水量	1,153,855 立方メートル
(4) 主要事業の概要	
浄水施設整備事業	3,392,758 千円
配水管整備事業	15,646,882 千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入		
第1款 水道事業収益		70,581,433 ^{千円}
第1項 営業収益	67,138,331 ^{千円}	
第2項 営業外収益	2,238,629	
第3項 特別利益	1,204,473	
支 出		
第1款 水道事業費用		61,160,711 ^{千円}
第1項 営業費用	54,670,036 ^{千円}	
第2項 営業外費用	6,430,675	
第3項 予備費	60,000	

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 27,015,743千円は、消費税及び地方消費税資本的収支調整額 1,601,055千円、建設改良積立金 3,600,000千円及び損益勘定留保資金 21,814,688千円で補てんするものとする。）。

		収	入	
第1款	資本的収入			11,800,372 ^{千円}
第1項	企業債	1,000,000		^{千円}
第2項	補助金	66,577		
第3項	固定資産売却代金	42,668		
第4項	工事負担金	673,223		
第5項	分担金	78,360		
第6項	貸付金返還金	8,000,000		
第7項	繰入金	1,928,552		
第8項	雑収入	10,992		
		支	出	
第1款	資本的支出			38,816,115 ^{千円}
第1項	建設改良費	22,326,558		^{千円}
第2項	償還金	16,463,950		
第3項	繰替金	10,668		
第4項	雑支出	14,939		

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
	平成 年度	千円
浄送水設備整備工事	28～33	12,646,000
配水設備整備工事	28～32	9,650,000
給水装置整備工事	28	1,307,000
事業所整備工事	28	158,000
営業関連運営事業	28～31	789,000
水道情報システム事業	28～31	12,000
桜並木通り抜け運営事業	28	5,000
合 計		24,567,000

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法
浄配水設備改良事業	1,000,000 ^{千円}	普通貸借又は証券発行（他の地方公共団体との共同発行を含む。）。	年9.5%以内 （ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	起債年度の翌年度から据置期間を含め、40年以内に償還する。ただし、本期間中に未償還額の範囲内において借り替えることができる。

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、2,600,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 消費税及び地方消費税に不足が生じた場合における営業費用及び営業外費用の間の流用

(他会計からの補助金)

第9条 水道事業助成のため、一般会計から、この会計へ補助を受ける金額は、64,359千円
である。

(貯蔵品購入限度額)

第10条 貯蔵品の購入限度額は、1,900,000千円と定める。

平成27年2月24日提出

大阪市長 橋 下 徹